

平成 21 年第 1 回安城市議会定例会付議案件

21. 2. 16

仮番	内 容	
1	議案番号	承認第1号
	議案名	専決処分について
	摘 要	<p>安城市定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当給付事業に係る特別会計の設置に関する条例を専決処分の上公布し、及び施行したことの承認を求めるもの</p> <p>1 専決年月日 平成21年2月12日</p> <p>2 公布年月日 平成21年2月12日</p> <p>3 条例施行日 公布の日</p> <p>4 条例の内容 定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当給付事業に関する経理を明確にし、その円滑な運営を図るため、次の特別会計を設置する。 (1) 安城市定額給付金給付事業特別会計 (2) 安城市子育て応援特別手当給付事業特別会計</p> <p style="text-align: right;">公布の日～</p>
2	議案番号	承認第2号
	議案名	専決処分について
	摘 要	<p>平成20年度安城市定額給付金給付事業特別会計予算</p> <p>専決年月日 平成21年2月12日</p> <p style="text-align: right;">資料別添</p>
3	議案番号	承認第3号
	議案名	専決処分について
	摘 要	<p>平成20年度安城市子育て応援特別手当給付事業特別会計予算</p> <p>専決年月日 平成21年2月12日</p> <p style="text-align: right;">資料別添</p>

仮番	内 容	
4	議案番号	第2号議案
	議案名	安城市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
	摘要	<p>環境施策を一体的に推進するもの 21. 4. 1～</p> <p>企画部の分掌する次の事務を経済環境部の分掌する事務とする。 環境施策に関すること。</p>
5	議案番号	第3号議案
	議案名	安城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
	摘要	<p>統計法の改正に伴うもの 21. 4. 1～</p> <p>適用除外に係る規定の整備 次に掲げる個人情報については、この条例を適用しない。 (1) 統計法に規定する基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報 (2) 都道府県又は指定都市が総務大臣に届け出て行う統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</p>
6	議案番号	第4号議案
	議案名	安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
	摘要	<p>事務事業の見直しに伴うもの 21. 4. 1～</p> <p>職員定数の変更</p> <p>1 市長の事務部局の職員 841人 855人(14人増) 2 教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 172人 158人(14人減)</p>

仮番	内 容												
7	議 案 番 号	第5号議案											
	議 案 名	安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について											
	摘 要	<p>社会福祉法人安城市福祉事業団の解散に伴うもの 21. 4. 1～</p> <p>職員を派遣することができる団体から社会福祉法人安城市福祉事業団を削る。</p>											
8	議 案 番 号	第6号議案											
	議 案 名	安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について											
	摘 要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の勤務時間の改定に準じ、職員の勤務 21. 4. 1～ 時間を改定するもの</p> <p>1 安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 1日当たりの勤務時間の改定 8時間 7時間45分</p> <p>(2) 1週間当たりの勤務時間の改定</p> <table border="1" data-bbox="363 1115 1433 1317"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般職員</td> <td>40時間</td> <td>38時間45分</td> </tr> <tr> <td>再任用短時間勤務職員</td> <td>16時間から32時間 まで</td> <td>15時間30分から31時間 まで</td> </tr> <tr> <td>任期付短時間勤務職員</td> <td>32時間まで</td> <td>31時間まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 安城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 育児短時間勤務（小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤の職員が短時間の勤務をすることができる形態）による1週間当たりの勤務時間の改定 週20時間、24時間又は25時間 週19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</p> <p>3 安城市職員の給与に関する条例の一部改正 再任用短時間勤務職員に係る時間外勤務手当の割増支給の対象とならない勤務時間の改定 1日につき8時間に達するまでの間の勤務 1日につき7時間45分に達するまでの間の勤務</p>	区分	改定前	改定後	一般職員	40時間	38時間45分	再任用短時間勤務職員	16時間から32時間 まで	15時間30分から31時間 まで	任期付短時間勤務職員	32時間まで
区分	改定前	改定後											
一般職員	40時間	38時間45分											
再任用短時間勤務職員	16時間から32時間 まで	15時間30分から31時間 まで											
任期付短時間勤務職員	32時間まで	31時間まで											

仮番	内 容																		
9	議 案 番 号	第7号議案																	
	議 案 名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について																	
	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律の制定、図書館への カラー複写機の設置等に伴うもの</p> <p style="text-align: right;">1-21.6.4~ 2(1)(3)-公布の日~ 2(2)-21.6.1~</p>																		
	<p>1 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の新設</p>																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">金額（1戸につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する長期優良住宅建築等計画が同法に定める基準に適合することについて登録住宅性能評価機関の審査を経た場合</td> <td>(1) 1戸建ての住宅</td> <td>17,300円</td> </tr> <tr> <td>(2) 1棟の総戸数が5以下の共同住宅等</td> <td>24,600円を同一の建築物について同時に申請された住戸の数で除して得た額（100円未満切捨て。以下同じ。）</td> </tr> <tr> <td>(3) 1棟の総戸数が6以上の共同住宅等</td> <td>35,900円を同一の建築物について同時に申請された住戸の数で除して得た額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">上記の審査を経していない場合</td> <td>(1) 1戸建ての住宅</td> <td>64,800円</td> </tr> <tr> <td>(2) 1棟の総戸数が5以下の共同住宅等</td> <td>139,100円を同一の建築物について同時に申請された住戸の数で除して得た額</td> </tr> <tr> <td>(3) 1棟の総戸数が6以上の共同住宅等</td> <td>216,700円を同一の建築物について同時に申請された住戸の数で除して得た額</td> </tr> </tbody> </table>			区分	金額（1戸につき）	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する長期優良住宅建築等計画が同法に定める基準に適合することについて登録住宅性能評価機関の審査を経た場合	(1) 1戸建ての住宅	17,300円	(2) 1棟の総戸数が5以下の共同住宅等	24,600円を同一の建築物について同時に申請された住戸の数で除して得た額（100円未満切捨て。以下同じ。）	(3) 1棟の総戸数が6以上の共同住宅等	35,900円を同一の建築物について同時に申請された住戸の数で除して得た額	上記の審査を経していない場合	(1) 1戸建ての住宅	64,800円	(2) 1棟の総戸数が5以下の共同住宅等	139,100円を同一の建築物について同時に申請された住戸の数で除して得た額	(3) 1棟の総戸数が6以上の共同住宅等	216,700円を同一の建築物について同時に申請された住戸の数で除して得た額
	区分	金額（1戸につき）																	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する長期優良住宅建築等計画が同法に定める基準に適合することについて登録住宅性能評価機関の審査を経た場合	(1) 1戸建ての住宅	17,300円																	
	(2) 1棟の総戸数が5以下の共同住宅等	24,600円を同一の建築物について同時に申請された住戸の数で除して得た額（100円未満切捨て。以下同じ。）																	
	(3) 1棟の総戸数が6以上の共同住宅等	35,900円を同一の建築物について同時に申請された住戸の数で除して得た額																	
上記の審査を経していない場合	(1) 1戸建ての住宅	64,800円																	
	(2) 1棟の総戸数が5以下の共同住宅等	139,100円を同一の建築物について同時に申請された住戸の数で除して得た額																	
	(3) 1棟の総戸数が6以上の共同住宅等	216,700円を同一の建築物について同時に申請された住戸の数で除して得た額																	
摘																			
	<p>2 複写手数料の改定</p>																		
	<p>(1) 地籍図の複写手数料に係る単位の変更 1枚 100円 1枚又は1筆 100円</p>																		
要																			
	<p>(2) 図書館資料の複写手数料の追加 A3判以内のものでカラーのもの 1枚 50円</p>																		
	<p>(3) その他公簿、図面及び公文書の複写手数料の追加 A3判以内のものでカラーのもの 1枚 50円</p>																		

仮番	内 容	
10	議 案 番 号	第8号議案
	議 案 名	安城市債権の管理に関する条例の制定について
	摘 要	<p>市の債権を適正に管理するもの 21. 4. 1～</p> <p>1 対象となる債権の範囲 次に掲げる金銭債権 (1) 公債権（公法上の原因で発生する債権）のうち強制徴収できないもの (2) 私債権（私法上の原因で発生する債権）</p> <p>2 市長の責務 市長は、法令、条例等に基づき、債権を適正に管理しなければならない。</p> <p>3 債権の放棄 市長は、次のいずれかに該当するときは、債権を放棄することができる。 (1) 消滅時効に係る時効期間が満了したとき（私債権に限る。）。 (2) 破産法等の法令の規定により、債務者が当該市の債権について免責されたとき。 (3) 強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済の見込みがないと認められるとき。</p>
11	議 案 番 号	第9号議案
	議 案 名	安城市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>児童福祉法の改正に伴うもの 21. 4. 1～</p> <p>引用している児童福祉法の条項名の変更 第3条第2項第5号中「第27条第1項第3号」 「第6条の3第1項」</p>
12	議 案 番 号	第10号議案
	議 案 名	安城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>災害見舞金の支給に係る届出の期間について、被災者の事情を考慮 公布の日～ したものとするもの</p> <p>届出期間の延長 15日以内 30日以内</p>

仮番	内 容																																																													
13	議 案 番 号	第 1 1 号議案																																																												
	議 案 名	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について																																																												
摘 要	介護保険法施行令の改正等に伴うもの 21. 4. 1～ (平成 2 1 年度 以後の年度分の 保険料～適用)																																																													
	保険料率の算定に関する基準の見直し及び第 1 号被保険者の保険料率の設定																																																													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="335 506 890 591">改正前 (平成 1 8 年度から平成 2 0 年度まで)</th> <th colspan="3" data-bbox="890 506 1445 591">改正後 (平成 2 1 年度から平成 2 3 年度まで)</th> </tr> <tr> <th data-bbox="335 591 389 654">区分</th> <th data-bbox="389 591 737 654">対 象 者</th> <th data-bbox="737 591 890 654">保険料額 (年額)</th> <th data-bbox="890 591 944 654">区分</th> <th data-bbox="944 591 1292 654">対 象 者</th> <th data-bbox="1292 591 1445 654">保険料額 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td data-bbox="389 654 737 788">令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者(生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者)</td> <td data-bbox="737 654 890 788">17,760 円 (基準額 × 0.4)</td> <td></td> <td data-bbox="944 654 1292 788">令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者(生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者)</td> <td data-bbox="1292 654 1445 788">15,540 円 (基準額 × 0.35)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="389 788 737 976">令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 8 0 万円以下であり、かつ、(1) に該当しないもの)</td> <td data-bbox="737 788 890 976">22,200 円 (基準額 × 0.5)</td> <td></td> <td data-bbox="944 788 1292 976">令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 8 0 万円以下であり、かつ、(1) に該当しないもの)</td> <td data-bbox="1292 788 1445 976">19,980 円 (基準額 × 0.45)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="389 976 737 1111">令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で(1) 及び(2) に該当しないもの)</td> <td data-bbox="737 976 890 1111">31,080 円 (基準額 × 0.7)</td> <td></td> <td data-bbox="944 976 1292 1111">令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で(1) 及び(2) に該当しないもの)</td> <td data-bbox="1292 976 1445 1111">28,860 円 (基準額 × 0.65)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="389 1111 737 1469" rowspan="2">令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で(1) から(3) までのいずれにも該当しないもの)</td> <td data-bbox="737 1111 890 1469" rowspan="2">44,400 円 (基準額 × 1.0)</td> <td></td> <td data-bbox="944 1111 1292 1335">令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 8 0 万円以下であり、かつ、(1) から(3) までのいずれにも該当しないもの)</td> <td data-bbox="1292 1111 1445 1335">35,520 円 (基準額 × 0.8)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="944 1335 1292 1469">令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で(1) から(4) までのいずれにも該当しないもの)</td> <td data-bbox="1292 1335 1445 1469">44,400 円 (基準額 × 1.0)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="389 1469 737 1630">令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者(合計所得金額 2 0 0 万円未満で(1) から(4) までのいずれにも該当しない者)</td> <td data-bbox="737 1469 890 1630">55,500 円 (基準額 × 1.25)</td> <td></td> <td data-bbox="944 1469 1292 1630">令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者(合計所得金額 1 2 5 万円未満で(1) から(5) までのいずれにも該当しない者)</td> <td data-bbox="1292 1469 1445 1630">48,840 円 (基準額 × 1.10)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="389 1630 737 1953" rowspan="2">令第 3 9 条第 1 項第 6 号に掲げる者(合計所得金額 5 0 0 万円未満で(1) から(5) までのいずれにも該当しない者)</td> <td data-bbox="737 1630 890 1953" rowspan="2">66,600 円 (基準額 × 1.5)</td> <td></td> <td data-bbox="944 1630 1292 1792">令第 3 9 条第 1 項第 6 号に掲げる者(合計所得金額 2 0 0 万円未満で(1) から(6) までのいずれにも該当しない者)</td> <td data-bbox="1292 1630 1445 1792">55,500 円 (基準額 × 1.25)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="944 1792 1292 1953">令第 3 9 条第 1 項第 6 号に掲げる者(合計所得金額 5 0 0 万円未満で(1) から(7) までのいずれにも該当しない者)</td> <td data-bbox="1292 1792 1445 1953">66,600 円 (基準額 × 1.5)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="389 1953 737 2060">令第 3 9 条第 1 項第 7 号に掲げる者(合計所得金額 5 0 0 万円以上の者)</td> <td data-bbox="737 1953 890 2060">71,040 円 (基準額 × 1.6)</td> <td></td> <td data-bbox="944 1953 1292 2060">令第 3 9 条第 1 項第 7 号に掲げる者(合計所得金額 5 0 0 万円以上の者)</td> <td data-bbox="1292 1953 1445 2060">71,040 円 (基準額 × 1.6)</td> </tr> </tbody> </table>		改正前 (平成 1 8 年度から平成 2 0 年度まで)			改正後 (平成 2 1 年度から平成 2 3 年度まで)			区分	対 象 者	保険料額 (年額)	区分	対 象 者	保険料額 (年額)		令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者(生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者)	17,760 円 (基準額 × 0.4)		令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者(生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者)	15,540 円 (基準額 × 0.35)		令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 8 0 万円以下であり、かつ、(1) に該当しないもの)	22,200 円 (基準額 × 0.5)		令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 8 0 万円以下であり、かつ、(1) に該当しないもの)	19,980 円 (基準額 × 0.45)		令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で(1) 及び(2) に該当しないもの)	31,080 円 (基準額 × 0.7)		令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で(1) 及び(2) に該当しないもの)	28,860 円 (基準額 × 0.65)		令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で(1) から(3) までのいずれにも該当しないもの)	44,400 円 (基準額 × 1.0)		令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 8 0 万円以下であり、かつ、(1) から(3) までのいずれにも該当しないもの)	35,520 円 (基準額 × 0.8)		令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で(1) から(4) までのいずれにも該当しないもの)	44,400 円 (基準額 × 1.0)		令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者(合計所得金額 2 0 0 万円未満で(1) から(4) までのいずれにも該当しない者)	55,500 円 (基準額 × 1.25)		令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者(合計所得金額 1 2 5 万円未満で(1) から(5) までのいずれにも該当しない者)	48,840 円 (基準額 × 1.10)		令第 3 9 条第 1 項第 6 号に掲げる者(合計所得金額 5 0 0 万円未満で(1) から(5) までのいずれにも該当しない者)	66,600 円 (基準額 × 1.5)		令第 3 9 条第 1 項第 6 号に掲げる者(合計所得金額 2 0 0 万円未満で(1) から(6) までのいずれにも該当しない者)	55,500 円 (基準額 × 1.25)		令第 3 9 条第 1 項第 6 号に掲げる者(合計所得金額 5 0 0 万円未満で(1) から(7) までのいずれにも該当しない者)	66,600 円 (基準額 × 1.5)		令第 3 9 条第 1 項第 7 号に掲げる者(合計所得金額 5 0 0 万円以上の者)	71,040 円 (基準額 × 1.6)		令第 3 9 条第 1 項第 7 号に掲げる者(合計所得金額 5 0 0 万円以上の者)	71,040 円 (基準額 × 1.6)
	改正前 (平成 1 8 年度から平成 2 0 年度まで)			改正後 (平成 2 1 年度から平成 2 3 年度まで)																																																										
	区分	対 象 者	保険料額 (年額)	区分	対 象 者	保険料額 (年額)																																																								
		令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者(生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者)	17,760 円 (基準額 × 0.4)		令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者(生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者)	15,540 円 (基準額 × 0.35)																																																								
		令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 8 0 万円以下であり、かつ、(1) に該当しないもの)	22,200 円 (基準額 × 0.5)		令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 8 0 万円以下であり、かつ、(1) に該当しないもの)	19,980 円 (基準額 × 0.45)																																																								
		令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で(1) 及び(2) に該当しないもの)	31,080 円 (基準額 × 0.7)		令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者(市民税世帯非課税者で(1) 及び(2) に該当しないもの)	28,860 円 (基準額 × 0.65)																																																								
		令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で(1) から(3) までのいずれにも該当しないもの)	44,400 円 (基準額 × 1.0)		令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 8 0 万円以下であり、かつ、(1) から(3) までのいずれにも該当しないもの)	35,520 円 (基準額 × 0.8)																																																								
				令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者(市民税非課税者で(1) から(4) までのいずれにも該当しないもの)	44,400 円 (基準額 × 1.0)																																																									
	令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者(合計所得金額 2 0 0 万円未満で(1) から(4) までのいずれにも該当しない者)	55,500 円 (基準額 × 1.25)		令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者(合計所得金額 1 2 5 万円未満で(1) から(5) までのいずれにも該当しない者)	48,840 円 (基準額 × 1.10)																																																									
	令第 3 9 条第 1 項第 6 号に掲げる者(合計所得金額 5 0 0 万円未満で(1) から(5) までのいずれにも該当しない者)	66,600 円 (基準額 × 1.5)		令第 3 9 条第 1 項第 6 号に掲げる者(合計所得金額 2 0 0 万円未満で(1) から(6) までのいずれにも該当しない者)	55,500 円 (基準額 × 1.25)																																																									
			令第 3 9 条第 1 項第 6 号に掲げる者(合計所得金額 5 0 0 万円未満で(1) から(7) までのいずれにも該当しない者)	66,600 円 (基準額 × 1.5)																																																										
	令第 3 9 条第 1 項第 7 号に掲げる者(合計所得金額 5 0 0 万円以上の者)	71,040 円 (基準額 × 1.6)		令第 3 9 条第 1 項第 7 号に掲げる者(合計所得金額 5 0 0 万円以上の者)	71,040 円 (基準額 × 1.6)																																																									

仮番	内 容	
14	議案番号	第12号議案
	議案名	安城市介護従事者処遇改善臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
	摘 要	<p style="text-align: right;">公布の日～</p> <p>介護従事者の処遇改善を図ることを目的とした介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための財源を確保するため、基金を設置する。</p>
15	議案番号	第13号議案
	議案名	安城市アグリライフ支援センター設置条例の制定について
	摘 要	<p style="text-align: right;">アグリライフ支援センターの新設に伴うもの 規則で定める日～</p> <p>1 設置 農業を楽しむことのできる心豊かな暮らしづくりを進めるため、次のとおり施設を設置する。 (1) 名称 安城市アグリライフ支援センター (2) 位置 安城市石井町辻原131番地2</p> <p>2 事業 (1) 食と農に関する研修、講座等の開催に関すること。 (2) 農作物の栽培技術等の相談に関すること。 (3) 市民と農業者との交流の促進に関すること。</p>
16	議案番号	第14号議案
	議案名	安城市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p style="text-align: right;">学校の所在地を現存する土地の地番に基づく表示に改めるもの 公布の日～</p> <p>安城東部小学校の位置 「安城市大岡町前畑72番地」→「安城市大岡町前畑72番地1」 明祥中学校の位置 「安城市東端町大久手1番地」→「安城市東端町住吉1番地12」</p>

仮番	内 容	
17	議 案 番 号	第 1 5 号 議 案
	議 案 名	安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>市費負担教員に支給する地域手当、教員特殊業務手当及び義務教育等教員特別手当の額並びに勤務時間について、県費負担教員に準じたものとするもの 21. 4. 1～</p> <p>1 地域手当の支給割合の引下げ 給料月額及び扶養手当の月額の合計額の100分の10 100分の8</p> <p>2 教員特殊業務手当の上限額の引上げ 日額 3,200円 12,800円</p> <p>3 義務教育等教員特別手当の上限額の引下げ 月額 12,900円 10,200円</p> <p>4 勤務時間の特例（附則） 市費負担教員の勤務時間については、現行の安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に規定する勤務時間を引き続き適用する。</p> <p>5 給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額の特例（附則） 平成21年度に限り、給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額は、それぞれ、条例に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。</p>
18		議 案 番 号
	議 案 名	安城市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>学校給食法の改正に伴うもの 21. 4. 1～</p> <p>引用している学校給食法の条項名の変更 第1条中「第5条の2」→「第6条」</p>

仮番	内 容	
19	議案番号	第17号議案
	議案名	平成20年度安城市一般会計補正予算（第5号）について
	摘要	資料別添
20 }	議案番号	第18号議案 ～ 第27号議案
	議案名	平成20年度安城市特別会計補正予算について
	29 摘要	国民健康保険事業（第2号） 土地取得（第1号） 下水道事業（第2号） 老人保健事業（第1号） 安城北部土地区画整理事業（第2号） 安城作野土地区画整理事業（第2号） 農業集落排水事業（第1号） 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第3号） 介護保険事業（第3号） 後期高齢者医療（第1号）の10会計 資料別添
30	議案番号	第28号議案
	議案名	平成20年度安城市水道事業会計補正予算（第1号）について
	摘要	資料別添

仮番	内 容	
31	議 案 番 号	第 2 9 号議案
	議 案 名	平成 2 1 年度安城市一般会計予算について
	摘 要	資料別添
32 } 41	議 案 番 号	第 3 0 号議案 ～ 第 3 9 号議案
	議 案 名	平成 2 1 年度安城市特別会計予算について
	摘 要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 下水道事業 老人保健事業 安城北部 土地区画整理事業 農業集落排水事業 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険 事業 後期高齢者医療の 1 0 会計 資料別添
42	議 案 番 号	第 4 0 号議案
	議 案 名	平成 2 1 年度安城市水道事業会計予算について
	摘 要	資料別添

仮番	内 容	
43	議案番号	第41号議案
	議案名	工事請負契約の締結について
	摘 要	<p>大東調整池整備工事</p> <p>場 所 安城市大東町地内</p> <p>概 要 構造 鉄筋コンクリート造</p> <p>規模 面積 550.8㎡</p> <p>容量 2,015㎥</p> <p>深さ 4.0m</p> <p>内容 地下貯留施設 排水施設ほか</p> <p>契約金額 123,375,000円</p> <p>契約の相手方 安城市池浦町池西108番地 株式会社クサカ 代表取締役 日 下 成 人</p> <p>契約の方法 条件付一般競争入札</p>
44	議案番号	第42号議案
	議案名	工事請負契約の変更について
	摘 要	<p>平成20年第1回臨時会において議決された工事請負契約の額を変更するもの</p> <p>安城南中学校校舎改築・耐震補強主体工事</p> <p>変更前金額 383,040,000円</p> <p>変更後金額 390,259,800円</p> <p>増 額 7,219,800円</p>
45	議案番号	第43号議案
	議案名	工事協定の変更について
	摘 要	<p>平成19年第2回定例会において議決された工事協定の額を変更するもの</p> <p>名鉄西尾線新駅整備事業</p> <p>変更前金額 1,775,312,000円</p> <p>変更後金額 1,601,130,000円</p> <p>減 額 174,182,000円</p>
46	議案番号	第44号議案
	議案名	工事協定の変更について
	摘 要	<p>平成17年第4回定例会において議決された工事協定の額を変更するもの</p> <p>名鉄西尾線碧海桜井駅付近鉄道立体交差事業</p> <p>変更前金額 7,413,900,000円</p> <p>変更後金額 7,568,200,000円</p> <p>増 額 154,300,000円</p>

仮番	内 容	
47	議 案 番 号	第 4 5 号議案
	議 案 名	市道路線の廃止について
	摘 要	<p>土地区画整理事業等に伴うもの</p> <p>廃止 7 路線 3,540.30m</p>
48	議 案 番 号	第 4 6 号議案
	議 案 名	市道路線の認定について
	摘 要	<p>土地区画整理事業等に伴うもの</p> <p>認定 1 2 路線 3,612.00m</p> <p>廃止及び認定後の市道 3,734 路線 1,242,924.68m</p>
49	議 案 番 号	報告第 2 号
	議 案 名	専決処分について
	摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 1 2, 2 3 8 円</p> <p>2 事 故 内 容</p> <p>(1) 発生日時 平成 2 0 年 1 2 月 2 6 日 午後 2 時 4 5 分ごろ</p> <p>(2) 発生場所 安城市今池町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の市道において、走行中の公用車が、相手方車両とすれ違う際に接触したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 右側ドアミラーの損傷</p> <p>4 過失割合 安城市 5 0 % 相手方 5 0 %</p> <p>5 専決年月日 平成 2 1 年 2 月 日</p>

仮番	内 容	
50	議 案 番 号	同意第1号
	議 案 名	固定資産評価審査委員会委員の選任について
	摘 要	<p>委員 原田義一の任期満了（平成21年5月10日）に伴う後任の選任</p> <p>固定資産評価審査委員会委員</p> <p>任期 3年</p> <p>定数 3人</p> <p>要件 本市の住民、市税の納税義務者又は固定資産の評価について学識経験を有する者</p>
51	議 案 番 号	諮問第1号
	議 案 名	人権擁護委員の推薦について
	摘 要	<p>委員 田中實の任期満了（平成21年6月30日）に伴う後任の推薦</p> <p>人権擁護委員</p> <p>任期 3年</p> <p>定数 7人</p> <p>要件 本市議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるもの（社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等）又は弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし若しくはこれを支持する団体の構成員</p>

平成 21 年第 1 回安城市議会定例会付議案件 追加資料

21. 3. 13

仮番	内 容	
48 の 2 ・ 48 の 3	議 案 番 号	第 4 7 号議案 ・ 第 4 8 号議案
	議 案 名	平成 2 0 年度安城市特別会計補正予算について
	摘 要	定額給付金給付事業（第 1 号） 子育て応援特別手当給付事業（第 1 号）の 2 会計